

令和2年第1回尾張北部環境組合議会
臨時 会 会 議 録

会 期 令和2年7月28日（火曜日）

議事日程

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 議長の選挙
日程第6 議案第7号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の制定について
日程第7 議案第8号 財産の取得について
日程第8 報告第1号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	小室 輝義 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	今枝 直之 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	阿部 一郎 君
江南市環境課長	牛尾 和司 君	大口町まちづくり部長	水野 真澄 君

大口町環境対策室長 岩田 雄治 君
扶桑町産業環境課長 村田 武司 君
総務課主幹 日比野正樹 君
総務課主査 杉浦 健浩 君

扶桑町産業建設部長 澤木 俊彦 君
事務局長 坪内 俊宣 君
総務課主査 上條 靖之 君

(午前10時00分 開会)

◎開会の宣告

○副議長（丹羽 勉君） 組合議会副議長でございます、大口町議会選出議員の丹羽勉でございます。

組合議長が空席のため、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長が議長の職務に当たらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和2年第1回尾張北部環境組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回尾張北部環境組合議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変御多用の中、定刻御参集いただきまして誠にありがとうございます。

議長選挙までの間でございますが、皆様の御協力を賜り、その職務を果たしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

以後は着座にて失礼をいたします。

本日の議事に入る前に、1点御報告がございます。

市町議会の5月臨時会におきまして、組合議員の選出を頂いており、尾張北部環境組合議会の議員はお手元に配付しました議員名簿のとおりでございます。

この中で、扶桑町の小室輝義議員が新たに組合議員となられましたので、御報告させていただきます。

それでは小室輝義議員、自席にて自己紹介をお願いいたします。

○11番（小室輝義君） 失礼いたします。

今年度から皆様方のお仲間に加えさせていただきます、扶桑町議会選出の小室輝義でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（丹羽 勉君） ありがとうございます。

管理者。

○管理者（澤田和延君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本年2月の組合議会定例会からこの間に、扶桑町の5月臨時会において小室議員が新たに組合議員となられ、また5月13日から鯖瀬扶桑町長が新たに副管理者となられました。議員各位におかれましては、新ごみ処理施設建設に向けてより一層御協力を賜りたいと思います。

さて、本臨時会に提出させていただきました議案は、尾張北部環境組合行政財産の目的外使

用料条例の制定についてをはじめ、3件の審議をお願いするものでございます。後ほど事務局長から詳しく説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議を頂き、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（丹羽 勉君） ありがとうございます。

続きまして、新たに副管理者となられました鯖瀬武扶桑町長、自席にて自己紹介をお願いいたします。

○副管理者（鯖瀬 武君） 改めまして、皆さんおはようございます。

副管理者の扶桑町長の鯖瀬武でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（丹羽 勉君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので会議は成立します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

◎議席の指定

○副議長（丹羽 勉君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

小室輝義議員の議席を11番と指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（丹羽 勉君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、3番 大井雅雄議員、10番 高木義道議員を指名します。

◎会期の決定

○副議長（丹羽 勉君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しました会期日程案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見たとの報告を受けております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○副議長（丹羽 勉君） 日程第 4、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本臨時会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議長の選挙

○副議長（丹羽 勉君） 日程第 5、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、和田佳活議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました和田佳活議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（丹羽 勉君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました和田佳活議員が議長に当選されました。

議長に当選されました和田佳活議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第 2

項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま議長に当選されました和田佳活議員から発言の申出がありますので、これを許可します。

和田佳活議員。

○新議長（和田佳活君） お許しを頂きまして、一言御挨拶させていただきます。

ただいま議員の皆様方から御推挙を頂き、議長に就任させていただくことになりました扶桑町議会選出議員の和田でございます。

この組合の役割は、2市2町の新ごみ処理施設を建設することであり、地域の方々の関心は高く、極めて重要なものと考えております。組合議会としても、新ごみ処理施設がよりよいものとなるよう慎重な議論をしてみたいと思いますので、微力ではございますが、円滑な議会運営ができますよう力を尽くす決意でございます。

議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（丹羽 勉君） ありがとうございます。

これにて議長代理の職務を終えましたので、和田佳活議員と交代いたします。皆様には御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

（丹羽勉君自席へ・和田佳活君議長席に着席）

○議長（和田佳活君） それでは、よろしくお願いたします。

◎議案第7号から報告第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（和田佳活君） 日程第6、議案第7号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の制定についてから、日程第8、報告第1号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 最初に、議案第7号について御説明いたします。

議案第7号の1ページ目をお願いいたします。

尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の制定についてでございます。

1ページにございます提案理由といたしましては、地方自治法第225条の規定により、行政財産の使用に係る使用料に関し、必要な事項を定めるため必要があるからでございます。

この条例の制定につきましては、現在取得済みの用地内に電柱が1本、また今後引渡しを受ける土地の中にも電柱が1本あることから、使用料を徴収するため根拠となる条例の制定をお

願います。

2ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例（案）でございます。

第1条は趣旨で、許可を受けてする行政財産の使用または公の施設の利用につき、使用料を徴収することができるとした地方自治法第225条の規定に基づき、条例を定めることを示したものでございます。

第2条は徴収の範囲で、行政財産はその用途または目的を妨げない限度において、使用を許可することができるとした地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者から徴収することを定めております。

第3条は、使用料を別表で定めております。

第4条は、徴収の時期及び方法を規定したものでございます。使用料を徴収しようとするときは、納入通知書を発行し、使用料を納めていただきます。

第5条は、使用料の還付について規定したものでございます。既に徴収した使用料につきましては還付いたしません。管理者が特別の事情があると認めるときは還付をいたします。

第6条は、使用料の減免について規定したもので、第1号から第4号に該当する場合は減免することができるものと規定をしております。

第1号は、国や地方公共団体が使用する場合。第2号は、組合の目的達成のために必要があると認められる場合。例えば、業務に必要な電線の引込み用電柱、あるいは売電のための鉄塔などで土地を使用する場合などを想定しております。第3号は、災害など緊急でやむを得ない事態の場合。第4号は、管理者が必要と認めるときであります。

第7条は、過料について規定しております。

第1項では、詐欺や不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、5万円を超えない範囲で使用料の5倍に相当する金額を課すことにしております。

第2項では、許可を受けずに使用した者や、継続使用において使用料を納めない者を想定しております。

3ページをお願いいたします。

第8条は委任事項で、条例の施行について必要な事項は管理者が別に定めるものとしております。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。

別表、使用料の一覧となります。

組合では、現在施設がないため、土地に関し行政財産として考えられるものを規定しております。その金額につきましては、組合構成市町の条例の規定を参考に設定いたしました。なお、備考欄につきましては、第1号から第3号までは、電柱、電話、共架電線の定義を規定しております。第4号から第7号までは、月割計算や使用面積の算定方法について規定をしております。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号について御説明いたします。

議案第8号の1ページをお願いいたします。

令和2年議案第8号 財産の取得についてでございます。

下記の財産を取得することについて、尾張北部環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

1の取得する財産は、土地でございます。

(1)の所在地は、江南市中般若町北浦67番、外7筆でございます。

(2)の地積は、合計1,910.31平方メートルでございます。

2の取得金額といたしましては、2,265万2,589円。

3の取得目的は、ごみ処理施設建設事業用地としての取得となります。

4の契約の相手方につきましては、江南市中般若町の相京さん、外5者でございます。

提案理由といたしましては、ごみ処理施設建設事業用地として財産を取得するため必要があるからでございます。

2ページを御覧ください。

土地の売買に関する仮契約書の一覧でございます。

6名の地権者の方々から、合計8筆仮契約をお願いしました。なお、この契約は議会の議決を得た後、効力を生ずるものでございます。

3ページから6ページは、仮契約書の様式例を添付いたしましたので、後ほど御参照をお願いいたします。

7ページにつきましては、参考資料となりますが、現在の取得状況を示したものでございます。濃い色が、既に議決を頂きました部分の土地になります。薄い色が、今回議決をお願いいたします土地でございます。

議案第8号についての説明は以上となります。よろしく御願いたします。

続きまして、報告第1号について御説明いたします。

報告第1号の1ページをお願いいたします。

令和元年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものでございます。
2ページをお願いいたします。横向きの資料になります。

令和元年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書に掲げておりますのは、3款1項建設事業費、事業名、ごみ処理施設整備事業でございます。これは、令和元年度に土地の売買に関する契約、あるいは物件移転補償の契約を締結いたしましたが、年度内に物件移転やそれに伴う土地の引渡しができないおそれがあったため、3,213万8,000円を今年の2月に補正予算にて翌年度への繰越しをお認めいただいているものでございます。

翌年度への繰越額を掲げておりますが、2,153万7,514円を繰越しさせていただくものでございます。この翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、一般財源でございます。またこの一般財源につきましては、繰越金を充当し、その財源とさせていただくものでございます。

なお、事業の繰越額の明細を次の3ページに掲げておりますので、後ほど参照賜りたいと存じます。

報告第1号についての説明は以上でございます。

○議長（和田佳活君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案ごとに質疑・討論・採決の順で行います。なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承のほどお願いいたします。

議案第7号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の制定について、質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 提案理由の、地方自治法の第225条ということで提案したということでありませぬけれども、地方自治法にはどんなことが書かれていますか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 地方自治法第225条でございます。

条文のほうは、普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用または公の施設の利用につき、使用料を徴収することができる法律では規定されております。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 使用料の関係で条例の制定をする必要があるということで先ほど説明がありましたけれども、238条の4の第7項の規定はどんな規定なんですかね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） その第7項は、行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるかと規定されております。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 先ほどの説明で、電柱が1本あって、新たに取得する電柱が1本あると。3つ値段といいますか、使用料がありますよね。1,100円、1,600円、2,200円ですね。この2本については幾らが該当するということですかね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） この電柱は、それぞれ電線が4本ついておりますので、区分でいきますと第2種になりますので、1本1年につき1,600円ということでございます。

○10番（高木義道君） ありがとうございます。

○議長（和田佳活君） ほかに質問はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 今、高木議員が質問されて分かりましたけれども、問題は、この電柱というのはずっと今度建てるところの邪魔にはならないんですか。建設、本体を造るときには。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 事業者が決まりましたら早速相談して、不要であれば中部電力様に撤去していただくという流れになります。

工事中は電気、それなりに必要ですので、そのまま電柱を使うということであれば、撤去のほうはせずにそのまま工事中使うということを考えております。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終結いたします。

これより、議案第7号の討論を許します。

議案第7号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の制定について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 討論なしと認めます。

これをもって、議案第7号の討論を終結します。

暫時休憩といたします。

（午前10時20分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時20分 再開）

○議長（和田佳活君） これより、議案第7号の採決に入ります。

議案第7号 尾張北部環境組合行政財産の目的外使用料条例の制定について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（和田佳活君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第8号 財産の取得について、質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） ちょっと確認をしたいんですけど、2ページの6番に江南市が持っている土地が2筆あるんですけども、この7ページの地図からいくとどこの部分が江南市が持っている土地でしょうか、お尋ねします。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 図面の中央エリアの囲ってあるところの下に新ごみ処理施設という文字があります。その下に行きますと薄い色でかかりました大きい土地と小さい土地、いずれもこれが江南市の土地でございます。分かりますでしょうか。

○4番（河合正猛君） はい、分かりました。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 江南市の土地を尾張北部で買い上げて、尾張北部の財産にするというような状況ですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） そのとおりでございます。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終結いたします。

これより、議案第8号の討論を許します。

議案第8号 財産の取得について、討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 討論なしと認めます。

これをもって、議案第8号の討論を終結します。

暫時休憩といたします。

（午前10時24分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午前10時24分 再開）

○議長（和田佳活君） これより、議案第8号の採決に入ります。

議案第8号 財産の取得について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（和田佳活君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、報告第1号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 先ほどの議案の中で、令和2年度の土地取得の関係で金額が21筆載っておりまして、その最終ページ、3ページのところで公有財産購入費が830万5,274円翌年度に繰り越すよということですが、これがその今の21筆分に当たるわけですかね。

○議長（和田佳活君） 暫時休憩といたします。

（午前10時25分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時26分 再開）

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） お時間頂きまして申し訳ありませんでした。

先ほどの図面の21筆というのは、現在交渉中のものであり、いまだ仮契約できていないという物件であります。

繰越明許をさせていただいたのは、既に去年の7月に契約議案をお認めいただきまして、ただその引渡しが無年度内にできなかったことからという物件でありますので、この21筆とは違います。振り分けといたしましては、既に議決した分のほうに入っているということでありませ

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 1,300万は何筆なんですか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 土地の筆で言いますと、2筆でございます。それに移転補償の部分も入ってきますので、繰り越した物件の筆数ということであれば2筆でございます。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 今の830万5,000円という部分が2筆ということでもいいわけですね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） そのとおりでございます。内訳はありますが、2筆でございます。

1筆が828万7,578円と、もう1筆が1万7,696円でございます。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 先ほどの図の中で、令和2年度の予算で、交渉中ということも含めて白い部分が、多分数えると10ぐらいあるんですね。これについてのいわゆる交渉の状況、どんな状況になって、どんな形で地権者の方が反対されているのかというのは明らかにできますか。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今回白塗りで交渉中というところも、今回は間に合わなかったんですが、おおむねというか見込みがついた、合意ができたという案件も3筆ございます。それは

また10月の議会のほうへ議案として提出していく予定でございます。

それ以外の土地につきましては、墓地であったり、従来からの事業そのものに反対されている方の土地でありまして、今年度に入りましても交渉を重ねているところでございますが、そちらにつきましては、状況としては手応えというか、交渉は厳しい状況でございます。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第1号 令和元年度尾張北部環境組合一般会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を終結いたします。

以上で、臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たり、挨拶申し上げます。

議員の皆様には、終始熱心に御審議を頂き、全ての案件に対し適切な議決をされまして、無事閉会できることを厚く御礼申し上げます。

組合当局におかれましては、今期中議員の皆様から述べられました御意見を十分に尊重されまして、組合行政運営に一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

閉会の御挨拶とさせていただきます。

続きまして、管理者。

○管理者（澤田和延君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御決定を頂き、厚く御礼を申し上げます。本日議員各位より頂きました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

いよいよ夏本番となり、ますます暑くなってきました。議員の皆様方におかれましては十分御自愛を頂きまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（和田佳活君） これをもって、令和2年第1回尾張北部環境組合臨時会を閉会いたします。

（午前10時31分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 和田 佳活

議 会 副 議 長 丹羽 勉

議 会 議 員 大井 雅雄

議 会 議 員 高木 義道